

芝山町移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱を次のように定める。

令和2年2月6日

芝山町長 相川 勝重

芝山町告示第14号

芝山町移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芝山町内で開催されるイベント等に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、もって子育て支援及び観光振興に資することを目的とする。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体が開催する行事
- (2) 町内各行政地区、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、芝山町の魅力の発信に資する行事、芝山町との連携協力の下に開催する行事その他町長が公益的観点から適当と判断する行事

(使用の承認)

第3条 移動式赤ちゃん休憩室の使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ芝山町移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、使用を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の申請の受付期間は、使用開始日の7日前の開庁日までとし、その受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

3 町長は、第1項の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用を承認する。

- (1) 使用を希望する行事が前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 芝山町外での行事のとき。
- (3) 移動式赤ちゃん休憩室の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (4) 法令等に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) 乳幼児を連れた保護者が参加できない行事であるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が移動式赤ちゃん休憩室の使用について不適當であると認めるとき。

4 町長は、移動式赤ちゃん休憩室の使用を承認する場合は、芝山町移動式赤ちゃん休憩室貸出承認書（別記第2号様式）により使用希望者に通知するものとする。なお、貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

5 町長は、承認に際し、条件を付することができる。

6 町長は、移動式赤ちゃん休憩室の使用を承認しない場合は、芝山町移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認書（別記第3号様式）により使用希望者に通知するものとする。

（貸出し及び返却方法）

第4条 移動式赤ちゃん休憩室を使用する者（以下「使用者」という。）は、町長から直接借り受け、及び直接返却することを原則とし、その作業は、使用者の負担とする。

2 やむを得ず前項の作業を別の者に依頼する場合は、その経費は、使用者の負担とする。

3 使用者は、返却時に移動式赤ちゃん休憩室に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、貸出日から返却日を含め原則7日以内とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、町長が認めるときは、この限りでない。

2 貸出し及び返却時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

（貸出料）

第6条 貸出料は、無料とする。

（遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された行事のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 移動式赤ちゃん休憩室返却時には、使用の際の状況が分かる写真等を提出すること。

(4) 移動式赤ちゃん休憩室を第三者に転貸しないこと。

(5) 移動式赤ちゃん休憩室の使用について、別に定める注意事項を順守して取り扱うこと。

(6) 第3条第5項の規定により条件が付された場合は、これに従って使用すること。

（承認の取消し）

第8条 町長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は、承認しない。この場合において、使用者に損害が生じても、町長は、一切その責めを負わない。

2 町長は、前項の規定により貸出の承認を取り消した場合は、芝山町移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消書（別記第4号様式）により使用者に通知するものとする。

（原状回復）

第9条 使用者は、使用期間中に移動式赤ちゃん休憩室を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、補修し、又は弁償し、現状に復さなければならない。

（町長の責任）

第10条 移動式赤ちゃん休憩室の使用により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は、一切その責めを負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、移動式赤ちゃん休憩室の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。